

(平成23年3月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、母がA村役場（現在は、B市C区役所D出張所）において行い、私の20歳の時点まで遡って保険料を納付してくれたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は、国民年金に任意加入し、申立期間を含む国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号総括払出簿及びオンライン記録により、昭和47年6月頃に払い出されたものと推認でき、この時点では、申立期間を含む45年4月から47年3月までの保険料を過年度納付することが可能であった上、事実、申立期間直後の46年4月から47年3月までの保険料を過年度納付していること、及び申立期間直前の44年4月から45年3月までの保険料を第1回特例納付により納付していることを考慮すると、納付意識の高い申立人の母が申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

さらに、申立期間は12か月と比較的短期間である上、その前後の期間は保険料が納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から57年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続及び婚姻するまでの保険料納付は、父が行ってくれたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料を納付したとする申立人の両親は、制度発足当初から国民年金に加入し、加入期間の保険料を全て納付している上、申立人の母は、申立期間を含む約14年間にわたり任意加入していたことから、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により昭和57年5月頃に払い出されたものと推認でき、この時点では、申立期間を含む55年4月から57年3月までの保険料を過年度納付することが可能であった上、事実、申立期間直前の55年4月から56年3月までの保険料を過年度納付していることを考慮すると、納付意識の高い申立人の両親が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間は12か月と比較的短期間である上、その前後の期間は保険料が納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②について、A社における船員保険被保険者の資格取得日は、昭和23年2月5日であったと認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和23年2月から同年12月までの標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月2日から23年1月10日まで
② 昭和23年2月5日から24年1月1日まで

年金裁定請求を行った際、申立期間が船員保険被保険者期間となっていないことが分かったが、友人の勧めもあり、年金事務所に対して、再度、自身の年金記録を確認したところ、やはり、伯父のB氏が船主兼船長をしていたC丸に乗船した申立期間①及びA社のD丸に乗船していた期間のうちの申立期間②が船員保険被保険者期間となっていなかった。

申立期間①については、船員手帳は所持していないが、当該手帳に貼付していた写真と手帳交付申請書が残っており、申立期間②については、船員手帳を所持しているので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が所持する船員手帳から、申立人は、A社を船舶所有者とするD丸に乗船していたことが確認できる上、上記手帳によれば、当該船舶に係る雇入年月日が、昭和23年2月5日と記載されていることが確認できる上、上記手帳の「船員保険関係」欄において、「資格取得」に「23. 2. 5」、「資格喪失」に「25. 6. 5」と記載され、「A社」印が押されていることが確認できる。

また、申立期間②当時の船員保険は、年金保険、健康保険、労働者災害補償保険及び失業保険が一体となった社会保険であるところ、上記手帳の「失業保険金支給関係」欄において、「被保険者期間であった期間」に、「自 昭

和 23 年 2 月 5 日 至 昭和 25 年 6 月 5 日」と記載されていることが確認できる。

加えて、上記手帳の「失業保険金支給関係」欄における、失業保険に係る被保険者期間の確認方法について、E 機関に照会したところ、「失業保険の被保険者期間については、社会保険庁（当時）が管理していたことから、期間の確認に当たっては、社会保険事務所又は都道府県保険課に照会していた。」との回答が得られたことから、申立人の A 社における船員保険被保険者資格の取得日は、上記「失業保険金支給関係」欄中「被保険者期間であった期間」に記載された失業保険被保険者資格取得日と同一日である昭和 25 年 2 月 5 日であると認められる。

また、昭和 23 年 2 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律附則第 53 条の規定に準じ、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、申立人は、「申立期間①当時は、伯父の B 氏が船主兼船長をしていた C 丸に乗船していた。」と申し立てしているところ、同氏の甥は、「私は当時小学生であったが、申立人と同じ名字の人が、B 氏の船に乗っていたことは覚えている。」と証言していることから、申立人が、B 氏が船主である船舶に乗船していた可能性は否定できない。

しかしながら、B 氏は既に亡くなっている上、その娘は、「父は、私が 6 歳である昭和 24 年に亡くなった。62 年に亡くなった母から、父は船長をしていたと聞いているが、船主であったかどうかなど詳しいことは分からない。」と証言している上、申立人は、申立期間①当時の同僚の氏名を挙げているが、いずれの同僚も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び船員保険の適用状況等について確認することはできない。

また、F 年金事務所は、「B 氏が船員保険の適用事業所であったことが確認できない。」と回答している上、申立人は、B 氏のほか 4 人の同僚の氏名を挙げているところ、これら 5 人のうち同氏を含む 4 人については、船員保険被保険者台帳が確認できるが、同氏における船員保険被保険者記録は確認できず、残りの 1 人については、被保険者台帳を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和37年1月31日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和36年1月から同年9月までの標準報酬月額は5,000円、同年10月から同年12月までは9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月31日から37年3月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、改めて社会保険事務所（当時）に照会したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

国（厚生労働省）の記録では、A事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和36年1月31日となっているが、私は当時、定時制の高校に通いながら37年2月末日まで当該事業所に勤務し、同年3月1日にB社に就職したので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A事業所の元事業主が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和36年1月31日と記載されていることが確認できるところ、当該元事業主が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（昭和36年8月1日現在）において、申立人の氏名が記載されていることが確認できる上、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額について、同年10月の定時決定が行われていることが確認できる。

また、上記健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、

申立人以外に元従業員一人の氏名が確認でき、その厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和36年1月27日と記載されていることが確認できる一方、オンライン記録から、当該元従業員は、A事業所において同年5月1日に被保険者資格を取得し、37年1月27日に資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人及び上記従業員に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失年月日欄の年を誤って記載し、社会保険事務所に届出を行った結果、社会保険事務所は、当該元従業員の資格喪失年月日に係る訂正処理は行ったものの、申立人については、その訂正処理を怠ったことがうかがえることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和37年1月31日とすることが必要である。

なお、申立人の標準報酬月額については、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、昭和36年1月から同年9月までは5,000円、同年10月から同年12月までは9,000円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和37年1月31日から同年3月1日までの期間については、オンライン記録から、申立期間当時、A事業所において厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員の証言から、申立人が、当該期間においても引き続き当該事業所に勤務していた可能性は否定できないものの、上記元事業主は、「申立人に係る資料は、社会保険関係の届出資料以外は無いため、申立人の当該期間に係る勤務実態、保険料控除、申立てどおりの届出及び保険料納付については不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和37年1月31日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和19年2月28日とし、資格喪失日に係る記録を20年8月31日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年2月28日から20年8月31日まで
戦時中にA社（現在は、B社）で一緒に勤務していた同僚から連絡があり、「A社における自分の厚生年金保険加入記録が見つかったから、あなたの年金記録もあるはずである。だから、年金記録の調査を申請した方がよい。」とアドバイスを受けたので、自身の年金記録を年金事務所に照会したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

私は、上記同僚と一緒にA社で働いていたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における勤務状況に関する説明は、具体性があり、同社に係る文献の内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が氏名を挙げている同僚が、「徴用された月日は忘れたが、まだ寒い時期だったと思う。徴用され会社の寮に入ったところ、たまたま、申立人と同室だった。徴用された時期は、申立人も一緒である。」と証言しているところ、当該同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳では、当該同僚が、昭和19年2月28日から20年8月31日までの期間、A社において厚生年金保険に加入していたことが確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

一方、A社に係る他の申立ての調査審議結果から、同社の厚生年金保険事業

所別被保険者名簿については、戦災により全て焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できるが、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無い。また、年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当ではないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が、A社に勤務し、申立期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録について、資格取得日を昭和19年2月28日に、資格喪失日を20年8月31日にすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、昭和58年1月から60年9月までは18万円、同年10月から61年10月までは15万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、平成2年4月から同年12月までは30万円、3年1月から6年10月までは28万円、同年11月から7年3月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、いずれの事業主も、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月7日から61年11月26日まで
② 平成2年4月1日から7年4月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①及びC社（現在は、D社）に勤務した期間のうち、申立期間②の標準報酬月額がいずれも、実際に支給されていた給与額よりも低額となっていることが判明した。

申立期間①及び②の給料支払明細書を所持しているので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給料支払明細書において確認できる厚生年金

保険料控除額から、申立期間①の標準報酬月額については、昭和58年1月から60年9月までは18万円、同年10月から61年10月までは15万円に、申立期間②の標準報酬月額については、平成2年4月から同年12月までは30万円、3年1月から6年10月までは28万円、同年11月から7年3月までは26万円にそれぞれ訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、いずれの事業主も、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、いずれの事業主も、申立期間に係る保険料（いずれの申立期間も、上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、平成4年10月から5年4月までは20万円、同年5月から同年8月までは17万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年9月30日まで

年金事務所から、A社で同じ時期に勤務していた同僚の年金記録が、年金記録確認第三者委員会における審議の結果、訂正されたとの連絡を受け、私も、自身の年金記録を年金事務所に照会したところ、申立期間における標準報酬月額が遡及して訂正されていることが判明した。

A社からは、給与を引き下げる旨の説明は無く、遡及訂正前の標準報酬月額に相当する給与が支給されていたと思うので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年4月までは20万円、同年5月から同年8月までは17万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年9月30日より後の6年3月29日付けで、4年10月1日に遡及して11万8,000円に引き下げられたことが確認できる。

また、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成5年9月30日と同一日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる元従業員4人（申立人を除く。）の標準報酬月額を調査したところ、いずれの元従業員についても、6年3月29日付けで、4年4月1日に遡及して随時改定が行われ、標準報酬月額が引き下げられたことが確認できる。

さらに、A社の元代表取締役は、他の委員会に対する申立てに係る調査において、「保険料控除及び納付については不明である。」と回答している一方で、

同社の経理事務を担当していたその妻は、「申立期間当時、社会保険料を滞納していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成4年10月から5年4月までは20万円、同年5月から同年8月までは17万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を45万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月9日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所から支給された平成15年7月9日の賞与に係る標準賞与額が、実際に支給された賞与額よりも低額となっていることが判明した。

私が所持している給料支払明細書（平成15年7月賞与）では、45万7,800円の賞与が支給されていることが確認できるので、調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給料支払明細書（平成15年7月賞与）及びA事業所が保管する申立人に係る賃金台帳から、申立人に対して支給された平成15年7月支給の賞与は45万7,800円であり、当該賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成15年7月に支給した申立人の賞与から、申立てどおりの標準賞与額45万7,000円に見合う厚生年金保険料を控除したが、社会保険事務所（当時）に提出した申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届において、賞与額を誤って記載し届出を行った。」としていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、平成14年11月から15年8月までは32万円、同年9月から同年11月までは36万円であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月1日から15年12月16日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額で記録されていることが分かった。

国（厚生労働省）の記録では、標準報酬月額が、平成14年11月1日に32万円から9万8,000円へ減額されているが、私は、申立期間において、32万円以上の給与額（月給）が支給されていたと記憶しているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成14年11月1日から15年9月1日までの期間について、オンライン記録において、当該期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する32万円と記録されていたところ、同年10月9日付けで、14年11月1日に遡って随時改定が行われ、標準報酬月額は9万8,000円に引き下げられたことが確認できる。

また、A社における申立期間当時の社会保険事務担当であった元取締役は、「社会保険事務所からの指示により意図的に従業員の標準報酬月額を低く届出した。」と証言している上、同社を管轄していた年金事務所が保管する資料により、同社が申立期間当時、社会保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立期間においてA社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員38人（申立人を除く。）についても、申

立人と同様に、平成 15 年 10 月 9 日付けで、14 年 11 月 1 日に遡って随時改定が行われ、その標準報酬月額はいずれも 9 万 8,000 円に引き下げられたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 15 年 10 月 9 日付けで行われた標準報酬月額の随時改定は、事実に即したものとは考え難く、申立人について 14 年 11 月 1 日に遡って減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の申立期間のうち、同年 11 月 1 日から 15 年 9 月 1 日までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 32 万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成 15 年 9 月 1 日から同年 12 月 16 日までの期間について、オンライン記録において、当該期間の標準報酬月額は、当初、36 万円と記録されていたところ、上記随時改定の事務処理が行われた日と同一日の同年 10 月 9 日付けで、9 万 8,000 円に引き下げられたことが確認できる。

また、A 社における申立期間当時の社会保険事務担当であった元取締役は、上記証言をしていることに加え、オンライン記録において、平成 15 年 10 月 9 日時点で、同社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員 30 人全員についても、その標準報酬月額が、申立人と同様に、同年 10 月 9 日付けで 9 万 8,000 円に引き下げられたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、当該期間の標準報酬月額の記録については、有効な随時改定とは認められない上記減額処理に連動してなされた処理の結果であると考えられ、平成 15 年 9 月 1 日の定時決定に対する訂正処理は、有効なものであったとは認められないことから、申立人の申立期間のうち、同年 9 月 1 日から同年 12 月 16 日までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 36 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から45年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から45年1月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和43年ないし44年頃、A市役所から国民年金の加入勧奨があったため、自分で加入手続を行った。その後、納付書が送られてきたので、母からお金を借りて保険料をまとめて納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市役所作成の国民年金被保険者名簿により、昭和44年10月1日に払い出されたことが確認できるものの、当該名簿には、申立期間の納付記録が記載されていない。

また、上記名簿の備考欄には「誤適用進達取下（公年加入のため）」と記載されていることから、その時期及び経緯は不明であるものの、A市役所がB社会保険事務所（当時）へ進達した申立人の国民年金資格取得届を、厚生年金保険の加入を理由として取り下げる旨の報告を行ったものと考えられる。事実、B社会保険事務所が昭和45年3月の時点で作成した国民年金受付処理簿には、申立人と国民年金手帳記号番号が連番であるその両親については氏名、住所、資格取得日等の記載があるものの、申立人については当該記載が無く、「誤適欠番」との記載があることから、資格取得届の進達取下げにより、申立人の国民年金手帳記号番号は取り消され、欠番となったことがうかがえる。

さらに、申立期間のうち、昭和43年1月から44年3月までの保険料については、国民年金手帳記号番号の払出時点（昭和44年10月）では過年度納付す

ることが可能であったものの、日本年金機構Cブロック本部D事務センターは、国民年金受付処理簿の「誤適欠番」の記載に関して、「社会保険事務所が国民年金被保険者台帳を作成する前に、資格取得届の進達取下げがあった場合、記載する。」と回答しており、社会保険事務所が国民年金被保険者台帳の作成前に過年度納付書を発行するとは考え難いことから、当該期間の納付書は発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立期間のうち、昭和44年4月から45年1月までの保険料については、国民年金手帳記号番号の払出時点において、A市役所から現年度納付書が発行された可能性があるものの、申立人は、納付の金額、場所など保険料納付の記憶が曖昧である上、その母も、申立人に貸した金銭の額などを記憶していないことから、保険料の具体的納付状況が不明である。

その上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から54年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和53年頃、未納保険料をまとめて納付できる旨の通知が届いた。当該通知は、私が住み込みで働いていた書道教室の師匠にも届いたことから、師匠と相談の上、私が自身の分として約20万円、師匠の分として約70万円を銀行から引き出し、役所の窓口において二人分の保険料を納付したと記憶している。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和55年4月19日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付により納付することが可能であったものの、申立人の記憶する納付金額は、申立期間の保険料納付に必要な金額と大きく相違しており、申立期間の約半分の期間しか保険料を納付することができない。

また、申立人は、送付された納付書の内容、納付場所など保険料納付の記憶が曖昧である上、申立人が一緒に保険料を納付したとするその師匠は既に亡くなっていることから、具体的な納付状況が不明である。

さらに、申立人の師匠の妻は、申立人から「師匠の保険料を自分の分と一緒に納付してきた。」と聞いたような記憶があるとしているものの、納付の時期、期間、金額など具体的な納付状況は不明であるとしている。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出

された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から54年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から54年2月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入期間とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

私が4年制大学（昼間部）に在籍していた頃、両親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。両親は、私が大学を卒業する昭和54年3月まで保険料納付を続け、途中で資格喪失の届出を行った記憶は無いと言っている。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、特殊台帳及びA市役所作成の被保険者名簿により、昭和53年3月31日に国民年金の被保険者資格を喪失したことが確認できる上、特殊台帳により、当該資格喪失に伴い同年3月分の納付済保険料が申立人に還付された記録が確認できる。

また、A市役所が「申立期間当時、昼間部の大学生であるか否かの確認を徹底せず、20歳到達者を強制加入させていた可能性があり、申立人の両親も申立人が強制加入の対象でないことを知らぬまま保険料を納付し続け、途中から加入の必要がないことを知り、その時点で国民年金から離脱した可能性も考えられる。」と回答していることを考慮すると、申立人の資格喪失の届出が行われたとしても不自然ではない。

さらに、申立期間は、国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されず保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年12月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未納及び未加入期間とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和57年4月から同年11月までの期間の納付記録及び同年12月から59年12月までの期間の加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は私自身が行い、保険料もA銀行B支店の窓口又は同金庫の集金担当者に毎月納付していた。また、申立期間の保険料は、夫が確定申告の際、社会保険料控除欄に記載して申告していたはずである。

このため、申立期間の一部の保険料が未納とされ、申立期間の大部分が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和57年12月から59年12月までの期間については、申立人の所持する国民年金手帳において資格喪失日が57年12月15日と記載され、「C」のゴム印が押されていることから、申立人がC区役所において資格喪失の届出を行ったことがうかがえる。

また、当該期間は、国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の所持するその夫に係る昭和57年、58年及び59年分の確定申告書控において、その社会保険料控除欄に記載された金額は、申立人の夫に係る社会保険料の金額とおおむね一致していることから、申立人の申立期間に係る保険料額が含まれたものとは認められない。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出

された形跡が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、預貯金通帳等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月及び同年10月

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続及び保険料納付の具体的状況は全く思い出せないが、自分の性格上、納付を忘れることは無かったはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の具体的な記憶が無いとしている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立人の所持する年金手帳にも国民年金手帳記号番号の記載が無いことを考慮すると、申立期間に係るオンライン記録は、平成11年11月の国民年金加入を契機として国民年金の記録が整備された際、国民年金の未加入期間から保険料の未納期間として整理された可能性が高い。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年2月16日から同年6月8日まで
② 昭和28年6月29日から同年9月1日まで
③ 昭和28年12月29日から29年1月4日まで

社会保険事務所(当時)に出向いて、申立期間について年金記録を確認したところ、申立期間が船員保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①について、船員手帳は、昭和23年9月1日から24年6月8日までが雇入期間となっており、当時、2月頃は盛漁期で、6月頃まで出漁したと記憶している。

申立期間②について、昭和28年6月29日で漁期は終了したが、引き続き他船の巻網漁業で水揚げされた魚の運搬船に乗船していたと記憶している。

申立期間③については、底引き網漁に従事していた。

私は船員手帳を所持しており、いずれの申立期間中も勤務していたことは間違いないので、調査の上、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する船員手帳において、申立人が昭和23年9月1日から24年6月8日までの期間、A丸に乗船していたことが記載されていることから、申立人が、申立期間①も引き続き当該船舶に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、A丸の船舶所有者B氏は、その所在が確認できないことから証言を得ることができない上、当該船舶に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が船員保険に加入していた昭和23年9月1日から24年2月16日までの期間及び同年9月1日から25年6月30日までの期間に船員保

険に加入していたことが確認できる元船員のうち、所在の確認できた4人に照会したところ、このうちの3人は、「申立人を記憶しているが、申立人の勤務期間については記憶していない。」と回答しており、残りの1人は、「申立人を記憶していない。」と証言していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び船員保険の適用状況等について確認することができない。

また、船舶所有者B氏のA丸に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和23年9月1日に船員保険被保険者資格を取得したことが確認できる14人（申立人を除く。）のうち、船長及び機関長、並びに備考欄に「死亡」と記載されている1人を除く11人は、申立人と同様に、24年2月16日に資格を喪失しており、その備考欄に、「下船」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間①において、事業主により給与から船員保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間①に係る船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②及び③について、申立人が所持する船員手帳において、昭和28年1月19日から29年1月4日までの期間、C丸に乗船していたことが記載されていることから、申立人が、申立期間②及び③において、当該船舶に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、C丸の船舶所有者D氏は、その所在が確認できないことから証言を得ることができない上、当該船舶に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が船員保険に加入していた時期と同時期に、船員保険に加入していたことが確認できる元船員のうち、所在の確認できた一人は、「申立人を記憶していない。」と証言していることから、申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び船員保険の適用状況等について確認することができない。

また、船舶所有者D氏のC丸に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の船員保険被保険者資格取得日前の昭和27年9月1日に資格を取得した12人、申立人と同様に28年1月20日に資格を取得した1人及び同年1月25日に取得した1人の合計14人（申立人を除く。）のうち、1人（船長）は、同年6月30日に資格を喪失したことが確認できる一方で、残りの13人のうちの9人は、申立人と同様に、同年6月29日に資格を喪失し、4人は同日よりも前に資格を喪失したことが確認でき、申立人を含むいずれの被保険者についても、その資格喪失年月日欄に、「下船」と記載されていることが確認できる。

さらに、船舶所有者D氏のC丸に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和28年9月1日に船員保険被保険者資格を再取得した14

人のうちの12人は、29年3月29日に資格を喪失していることが確認できる一方で、残りの2人は、申立人と同様に、28年12月29日に資格を喪失したことが確認でき、申立人を含むいずれの被保険者についても、その資格喪失年月日欄に、「下船」と記載されていることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間②及び③において、事業主により給与から船員保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間②及び③に係る船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 このほか、申立人のいずれの申立期間についても船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 10 月 1 日から同年 12 月 21 日まで
② 平成 7 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社で勤務した期間のうちの申立期間①及びB社で勤務した期間のうちの申立期間②の標準報酬月額がいずれも、実際に支給されていた給与額よりも低額となっていることが判明した。

申立期間①については、A社を退職した際に同社から交付された雇用保険被保険者離職票を所持しており、申立期間②については、給料支払明細書を所持しているので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間①は、昭和 54 年 5 月、同年 6 月及び同年 7 月の申立人に係る給与支給額により算定された標準報酬月額が適用される期間であるところ、申立人が所持するA社に係る雇用保険被保険者離職票（離職年月日：昭和 54 年 12 月 28 日）において、その賃金額は、同年 5 月 21 日から同年 6 月 20 日までは 15 万 4,256 円、同年 6 月 21 日から同年 7 月 20 日までは 18 万 9,039 円、同年 7 月 21 日から同年 8 月 20 日までは 19 万 228 円であることが確認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の資料が無いため、申立人の給与から、申立てどおりの保険料を控除したかどうかは不明である。」と回答している上、同社総務部の社会保険事務担当者は、「資料が無いため、申立人が所持している離職票に記載されている賃金額を、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載して社会保険事務所（当時）に提出したか

どうかは不明である。」と証言している。

また、オンライン記録から、申立期間①当時、A社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員が保管する給料明細（昭和54年4月分、同年5月分、同年10月分、同年11月分及び同年12月分）によると、上記のいずれの月においても、当該元従業員の給与からは、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後3ページに記載されている被保険者のうち、昭和54年10月に定時決定が行われている被保険者は29人であることが確認できるが、このうちの27人の標準報酬月額が、それぞれの直近の定時決定又は随時改定と比べて、1等級ないし7等級下がっていることが確認できることから、申立期間①において、申立人の標準報酬月額のみが他の同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

加えて、企業年金連合会が保管する申立人に係る厚生年金基金の記録において、申立人の昭和54年10月1日の報酬給与額は12万6,000円であることが確認でき、当該報酬給与額は、オンライン記録における申立期間①の標準報酬月額と一致している。

また、オンライン記録において、申立期間①における申立人の標準報酬月額について遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①について、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する申立期間②に係る給料支払明細書及びB社が保管する申立人の申立期間②に係る賃金台帳（集計表）から、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、企業年金連合会が保管する申立人に係る厚生年金基金の記録において、平成6年10月1日の報酬給与額は、47万円であることが確認でき、当該報酬給与額は、オンライン記録における申立期間②の標準報酬月額と一致している。

また、オンライン記録において、申立期間②における申立人の標準報酬月額について遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②について、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 6 月 1 日から 4 年 10 月 21 日まで
② 平成 6 年 6 月 21 日から 8 年 6 月 8 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の標準報酬月額がいずれも、実際に受け取っていた給与支給額よりも低額となっていることが判明した。

その後、年金事務所に照会したが、やはり申立期間①及び②に係る記録はいずれも、「ねんきん定期便」のとおりであるとの回答を受け取った。

いずれの申立期間当時も、1か月の給与支給額は40万円であったと記憶しているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「当時の給与形態は歩合給制で、1か月の給与支給額は40万円であった。」と申し立てているが、A事業所の元事業主が取締役を務めているC社は、「A事業所の元事業主は病气療養中で回答することができない上、当時の資料は保管していないため、保険料の控除等については不明である。」と回答している。

また、申立期間①当時、A事業所の社会保険事務を受託していた社会保険労務士事務所は、「当時の書類は保管していない。」と回答している上、申立人は、当時の給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立てどおりの給与の支給額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、オンライン記録から、申立人の申立期間①に係る新規資格取得時、平成3年10月の定時決定時及び4年10月の定時決定時の標準報酬月額はい

ずれも、19万円であることが確認できるところ、オンライン記録から、申立期間①当時、A事業所において厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員5人の新規資格取得時、平成3年10月の定時決定時及び4年10月の定時決定時の標準報酬月額はいずれも、13万4,000円ないし28万円であることから、申立人の標準報酬月額が不自然に低額であるとは言えない。

加えて、上記従業員5人のうち、回答を得られた3人はいずれも、「当時の給与明細書等は所持していないが、給与支給額に見合った厚生年金保険料が控除されていた。」と回答している。

また、オンライン記録において、申立期間①における申立人の標準報酬月額について遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「当時の給与形態は歩合給制で、1か月の給与支給額は40万円であった。」と申し立てているが、B社総務部の社会保険担当者は、「申立人は申立期間②当時、当社がD業務を委託していたA事業所に在籍していたようだ。理由は不明だが、当時、申立人の給与は、当社から20万円を支給し、それを超える分については、A事業所が支給していた。当時の資料は無いため断定はできないが、当社は、当社の給与支給額20万円に見合う厚生年金保険料を控除していた。」と証言している上、申立人は、当時の給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立てどおりの給与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、オンライン記録から、申立人の申立期間②における標準報酬月額は、新規資格取得時、平成6年10月の定時決定時及び7年10月の定時決定時のいずれも20万円であることが確認できる上、企業年金連合会が保管する申立人に係る厚生年金基金の記録から、申立期間②における報酬給与額は20万円であることが確認でき、当該報酬給与額は、オンライン記録における申立期間②の標準報酬月額と一致している。

さらに、オンライン記録において、申立期間②における申立人の標準報酬月額について遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

- 3 このほか、申立人のいずれの申立期間についても、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、A事業所を途中で退社したことはないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人は、昭和 37 年 5 月 1 日から 41 年 5 月 1 日までの期間及び 43 年 10 月 1 日から 44 年 3 月 1 日までの期間、A事業所で厚生年金保険に加入していたことが確認できる上、申立期間において、当該事業所で厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員のうちの一人は、「申立人は、昭和 41 年から 43 年頃までの期間において、A事業所を途中で辞めたり休んだりしたことはない。」と証言していることから、申立人は申立期間中も引き続き当該事業所に勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、A事業所は既に解散している上、事業主は既に亡くなっていることから、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、雇用保険の記録から、申立人は、A事業所を昭和 41 年 4 月 30 日に一旦離職し、43 年 10 月 1 日に雇用保険被保険者資格を再取得したことが確認できるが、当該離職日は、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日の前日と一致している上、当該再取得日は、厚生年金保険被保険者資格の再取得日と一致している。

さらに、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票におい

て、申立人は、昭和 41 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できるところ、同年 5 月 27 日に健康保険被保険者証を返納したことが確認できる。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 2 月 1 日から 59 年 5 月 1 日まで
② 昭和 59 年 9 月 1 日から 61 年 12 月 31 日まで
③ 昭和 62 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和 56 年 2 月から A 社 B 地域本社及び同社 C 営業所で D の E 職種として勤務し、一時は、他の F 業種の会社に勤務したものの、59 年 9 月から再び同社 G 営業所に勤務した。

申立期間当時の資料は無いが、勤務していたことは当時の同僚などに聞いてもらえば分かるので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「申立期間①（3年3か月）中は A 社 B 地域本社に、申立期間②（2年3か月）中は同社 C 営業所にそれぞれ勤務していた。」と申し立てている。

一方、申立人が氏名を挙げる同僚のうちの一人は、「申立人が勤務していた時期は定かではないが、申立人は、最初は本社に1年半程度勤務し、その後、C 営業所に1年半程度勤務していたと言っていた。その後は、昭和 60 年頃から 62 年頃までの約 2 年程度 G 営業所に勤務し、同年の春頃に退職した。」と証言している上、オンライン記録から、昭和 61 年 4 月 1 日に A 社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる同僚は、「申立人と G 営業所へ行ったのは、昭和 59 年 10 月末頃だった。また、申立人が退職したのは 62 年の春であった。」と証言している。

また、オンライン記録から、申立人は、申立期間②直後の昭和 61 年 12 月 31 日から、申立期間③直前の 62 年 3 月 1 日までの期間、A 社において厚生年金保険に加入していたことが確認でき、その被保険者期間は 3 か月間であることから、申立人の申立期間②及び当該被保険者期間を合計すると、その期間は 2 年 6 か月である。

これらのことから、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間①当時は、A 社 B 地域本社及び同社 C 営業所において、申立期間②及び上記被保険者期間当時は、同社 G 営業所において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社は、「申立期間①及び②当時の資料は廃棄した。」と回答していることから、申立期間①及び②における勤務実態、雇用形態、厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、A 社の元取締役は、「申立期間①及び②当時、H 社員（自分で D を持ち込んだり、会社の D を借りて勤務していた E 職種）は、社会保険には加入させていなかった。」と証言しているところ、事実、オンライン記録から、昭和 61 年 4 月 1 日に厚生年金保険に加入していることが確認できる上記同僚は、「自分は、H 社員のときは、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

さらに、申立人が、A 社 G 営業所において同じ業務に従事していたと記憶している同僚のうちの 5 人は、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿においてその氏名を確認することができないことから、同社は、雇用形態により、一部の従業員について厚生年金保険の対象としていなかったことがうかがわれる。

2 申立期間③について、オンライン記録から、申立人は、当該期間の直前の昭和 62 年 3 月 1 日まで、A 社において厚生年金保険に加入していたことが確認できることから、当該期間中も引き続き同社に勤務していた可能性は否定できないものの、上記のとおり、同僚二人が、「申立人は、昭和 62 年の春頃に退職した。」と証言している上、同社は、「当時の資料は廃棄した。」と回答していることから、申立人が、当該期間も引き続き、同社で勤務していたことを確認できない。

3 申立人はいずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月25日から54年7月25日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和50年4月25日から54年7月25日まで、A社(現在は、B社)に勤務し、C施設の建設工事に従事していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和50年4月25日から54年7月25日まで、A社に勤務し、C施設の建設工事に従事していた。」と申し立てているところ、B社は、「当社がC施設の工事を行ったのは昭和49年7月から51年10月までの期間である。申立人の氏名、生年月日に該当する社員が見当たらないことから、当社の給与システムにより給与計算を行っていた社員ではないと思われる。」と回答している上、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態を確認することができない。

また、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和50年6月1日から同年11月15日までの期間、51年6月9日から同年12月31日までの期間及び52年2月24日から54年12月31日までの期間(一部申立期間外を含む。)についてはD社において、並びに50年11月21日から51年3月31日までの期間についてはE社において、それぞれ雇用保険に加入していたことが確認できるところ、D社は、「時期ははっきりしないものの、申立人は確かに当社の社員であり、C施設の工事に従事していたが、その勤務形態は、短期雇用、不定期雇用という形であった。」と回答しており、E社の元事業主は、「申立人の氏名に記憶は無いし、F県でA社の工事を請け負ったことはあるが、

C施設の工事ではなかった。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、D社及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名は無い上、整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月21日から同年9月6日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社及びB社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間は、A社から系列のB社に出向したが、継続して勤務し、厚生年金保険料は給与から控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、並びにA社及びB社の元取締役の回答から、申立人が、申立期間においてB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録から、B社は、昭和40年9月6日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社は既に解散している上、上記元取締役は、「当時の資料は保管していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、オンライン記録から、申立人と同様に、申立期間においてA社からB社に転籍したとしている上記元取締役は、オンライン記録から、A社とB社における被保険者期間の間に、申立人と同様、厚生年金保険の未加入期間が確認できる。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除

されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。